

令和7年第4回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第71号 狹山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○こども誰でも通園制度である乳児等通園支援事業の一般型の認可基準には、嘱託医や調理員は入らなくてよいのか、との質疑に、

●嘱託医の配置については、乳児等通園支援事業は単発的な月10時間以内での通園になるので、認可基準には入っていないが、保育所と一体で実施する場合であれば、嘱託医から医療的なアドバイスは受けられる。

調理員の配置についても、同じく短時間の預かりということで食事の提供までは必須ではないことから、認可基準に入っていない、との答弁。

○人見知りの激しい子どもたちを預かるときに、子ども3人に対して、大人1人で大丈夫なのか、との質疑に、

●民間保育施設等に対して意向確認を行ったところ、手を挙げたほとんどが既に一時預かりを行っている事業者であり、こども誰でも通園制度と同様に単発的に子どもを預かるノウハウを持っていることから、非常に心強いと思っている。こうしたノウハウを事業者と確認し合うとともに、事業実施後も状況を確認していく、との答弁。

○既に一時預かり保育をやっている事業者を認可していくことか、との質疑に、

●まずは、既存の実績のある、安心して任せられる事業者を認可していくと考えている、との答弁。

○現在、一時預かりを受けられる枠は市内でどれくらいあるのか、との質疑に、

●一時預かりについては、市内で民間保育所等も含めておよそ20施設が実施しており、令和6年度の実績で、年間で延べ8,000人ほどの利用者がいる、との答弁。

○「狭山市こども計画」の令和8年度の量の見込みと提供体制には差があり、アンケートでは、かなりの方が希望されているが、ニーズをどう見ているか、との質疑に、

●計画上の量の見込みは国の算定シートに基づく最大値であり、アンケート結果の利用希望が52%であることからも、当初の実際の利用者はそこまでいないと予測している。ただし、年度が進んで、制度が周知されるに従い、ニーズが増えてくると考えられるので、ニーズに合わせて提供体制を整えていくようにしたいと考えている、との答弁。

○一時預かりを補助するような形で、この制度を利用するという方が出てくるのでは、との質疑に、

●一時預かりを利用していても、こども誰でも通園制度も利用できるので、利用する方からすれば、選択肢が広がると考えている、との答弁。

○そのような利用方法への対応は、との質疑に、

●それぞれの制度の目的に沿いながら、ニーズに応えていきたいと考えている、との答弁。

○現場の保育士たちの不安の声を、市はキャッチできているか、との質疑に、

●実際に事業を始めるに当たって、保育士たちの意見を聴いている。通常の保育とは違う難しさもあるが、一時預かりのノウハウが、生かせると考えている。

あと、いつも泣いている子どもたちの影響で、在園児まで不安になってしまうのではと聞いたところ、初めての子どもに対し、お世話する喜びを感じる子どももあり、異年齢での関わりの経験にもつながり、お互いがよい刺激になるので、デメリットはないと思う、というような言葉もいただいている。

また、保育の手技を知りたい親のニーズもあるため、親子通園を活用することで、こうしたニーズに応えつつ、子どもの不安と保育士の負担を軽減する方法も考えていきたい、との答弁。

○実際に利用する市民の手続はどのようなものか、との質疑に、

●手続については、今後規則により定めていく予定。また、手続や予約については、国が構築する総合支援システムを利用するという形になっている。なお、利用に当たっては、事前に子どもの情報の確認や、面接を必須とすることで、子どもの安全につなげていく、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第75号 狹山市立保育所条例の一部を改正する条例

○こども誰でも通園制度の保育料区分について、各階層の具体的な所得水準は。また、階層は証明書などに記載されるのか、収入が変わった場合に変更は可能か、との質疑に、

●A～Eの区分で保育料が分かれており、Aは生活保護世帯、Bは市民税非課税、Cは市民税7万7,101円以上（年収360万円超）、Dは市民税7万7,100円以下（年収360万円未満）、Eは軽減が必要な世帯。利用者には階層を通知する形になる見込みだが、国が利用料の新たな方針を示す可能性があり、現行の区分は試行的事業を参考にした暫定的な設定である、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第76号 狹山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○上位法改正は規制緩和と受け止めているが、そもそもその法改正の背景をどう捉えているのか、との質疑に、

●小規模・家庭的保育に義務づけられてきた連携施設の確保が全国的に難しく、令和6年4月時点での確保できていない事業所が約3分の1にのぼることから、国は連携協力者の容認や確保期限延長などの緩和策を設けたものと承知している、との答弁。

○狹山市の状況はどうか、との質疑に、

●市内10か所の家庭的保育事業所は、5年ほど前までに全て連携施設を確保済みである、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第77号 狹山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第78号 狹山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第79号 狹山市立地域スポーツ施設及び狹山市立狹山台図書館の指定管理者の指定について

○自主事業収入の達成目標220万円について、具体的な見込みは。また、収入は指定管理者側の収入となるか、との質疑に、

●事業ごとに收支計画を立てた上で合算し、220万円を目標としている。収入は指定管理者の収入となる、との答弁。

○狹山台図書館の開館時間について、当初事業者の提案の10時から、9時半に据え置かれた経緯は。また、閉館を従来の20時から19時に短縮する理由は、との質疑に、

●協議の上、中央図書館の開館時間と合わせて9時半開館とすることで合意した。閉館時間の短縮等の提案は、コスト削減を目的としたもの、との答弁。

○狹山台図書館の休館日について、指定管理者候補者は火曜休館を提案したが、月曜休館とした理由は、との質疑に、

●条例で月曜を休館日としており、中央図書館も同日を休館日としているため、メンテナンス等の作業をそろえるうえでも月曜とした。月曜は利用者数も少なく、運営上も支障はない、との答弁。

○地域スポーツ施設の提案内容に部活動の地域展開への協力とあるが、具体的な方向性や教育委員会との協議はあるか、質疑に、

●具体的な協議は行っていない。指定管理候補者は他市の部活動地域展開へ協力している実績があり、ノウハウ提供が可能。今後狹山市でも地域展開が始まるため、先行事例から情報収集し、よりよい展開につなげたい、との答弁。

○地域スポーツ施設の指定管理の5年間に、修繕の提案ないし市の計画はあるか、との質疑に、

●地域スポーツ施設の自動ドアの故障は指定管理者から修繕の提案があり早急に進める予定。そのほか、倉庫入り口、卓球台などの修繕を依頼していく。市としては火災受信機の更新を令和7年度予算で実施する予定である、との答弁。

○夏場に使用するプール棟で、不具合は発生していないか、との質疑に、

●開設前にろ過機の不具合があり、修繕を実施した。また、シャワーが故障し水が出続ける状態になっていたため、水道料への影響も考慮し、早急に修繕し既に完了している、との答弁。

○サピオ休館の影響もあり、夏場は家族連れの利用が多い。暑さ対策や日よけを含む中規模の改修が必要と思われる箇所があるため、指定管理者と市の役割分担を協議しながら、適切に対応されたい、との意見。

○修繕の責任分担表では、通常修繕は「200万円未満が指定管理者負担、それ以上が市負担」とされている。他の指定管理では同様の区分が記載されていない例もあるが、この施設で200万円区分とした理由は、との質疑に、

●随意契約の上限額が130万円から200万円に引き上げられたため、指定管理者が行う修繕の上限も200万円とした、との答弁。

○老朽化が進む施設であり、200万円未満でも負担が大きくなることがある。指定管理者に過度な負担とならないよう、市と十分に協議しながら進められたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第80号 狹山市立入間川東小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

○現在の指定管理者は評価も良好だったが、応募がなかった理由や課題の聞き取りを行っていないのか、との質疑に、

●応募締切り時点で申込みが無かったため確認したところ、辞退したいとの回答があり、それ以上の理由の詳細は確認していない、との答弁。

○応募がなかった場合の対応方針は、との質疑に、

●改めて緊急的に公募を実施する対応になる、との答弁。

○学童や保育のように継続性が重要な分野では、指定管理によって事業者や職員が入れ替わると、保育内容の変化や子ども・保護者への引継ぎに不安が生じる。これまでの特色ある取り組みが途切れないよう、指定管理の在り方についてしっかりと評価・総括されたい、との意見。

○辞退した事業者が抱えていた運営上の課題や障壁はできるだけ聞きとり、今後の学童運営や指定管理募集の改善に生かされたい、との意見。

○指定管理候補者が提案している、キッズサポートチームとはどのような仕組みか、との質疑に、

●公認心理師や小児科医、アレルギー専門医、スクールカウンセラーなど約20名を事業者の本部に集め、運営する学童全体で共有している。現場から相談があれば専門スタッフが助言し、必要に応じて現場にも赴く仕組みとなっている、との答弁。

○配慮が必要な児童は全体的に増えており、専門チームを持てるような資本力のある大手一社ばかりが優位になり、地域でがんばってきた事業者が指定管理を続けられなくなることにならないよう、対策を考えられたい、との意見。

○待機児童への対応として、既存学童以外の場所を活用した受入れ提案が示されているが、狭山市での実現性はどうか。今後5年間の待機児童の見通しや定員拡大、学校との連携について、具体的な協議は行われているのか、との質疑に、

●入間川東第一・第二学童保育室は別棟で敷地拡大が難しく、学校にも余裕教室がないため、大幅な受入れ拡大は困難である。ただし、同じ指定管理者が運営する他の学童保育室でタイムシェアなどの活用が可能な場合は、積極的に学校との調整を行って、できる限り多くの児童を受け入れられるよう働きかけている、との答弁。

○入間川東小・富士見小学童保育室分室も同じ事業者が選定されているが、同じ学校であることが選定に影響したのか、との質疑に、

●結果として双方とも同じ事業者となったが、これは提案内容を評価した結果である。同一事業者になることで、低学年と高学年の学童間で方針や運営がそろい、連携面でも強みになるとを考えている、との答弁。

○委託後、担当課は現場を実際に見に行っているのか。その頻度や方法は、との質疑に、

●青少年課では各学童保育室の担当職員を置き、相談対応のほか必要に応じて現場へ出向いている。課長や主幹が訪問することもあり、年末年始や年度初めには部次長も出向いて様子を確認している。抜き打ちの視察も行っており、職員配置が不足していた事例はこれまで確認していない。今後も、月次報告やモニタリング、年度末の実績・収支確認とあわせて、同様にチェックを継続する、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第81号 狹山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の指定管理者の指定について

○入間野小第一・第二・第三学童の職員体制や定員管理は十分か。また、現地の状況は、との質疑に、

●三学童は個別に分かれているわけではなく、中央のドアが大きく開く構造で交流が可能。第三学童は遊べるスペースとして机を置かず、各部屋に職員が配置され、必要に応じてすぐ対応できる体制を確認している、との答弁。

○職員は継続雇用が多いのか、それとも交代勤務が多いのか、との質疑に、

●ほとんどが継続雇用。昨年の狹山台小学童の新規受託に伴い、入間野小学童の室長が異動し、副室長が室長に昇格して運営を引き継いでいる、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第82号 狹山市立御狩場小学童保育室及び狹山市立新狹山小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

○長期的な意味での人材育成や、市内の協働事業の推進などの観点から、公募ではなく、特命について今回は考えなかったのか、との質疑に

●指定管理者の運営指針において、指定管理者の選定は公平性や競争性が保たれる公募ということが原則のため、公募とした、との答弁。

○指定管理は、人材を育成するときに、5年間しか保障がない。しかし、継続性が担保されれば、若

い職員を採用し、長期的な目線で人材を育成しようという観点も出てくる。協働事業で、協定を結ぶとか、今後の人材育成に資するというような評価をした場合については、特命していく等の方法も検討されたい、との意見。

○学童保育については、保育の質が重要であるが、提案内容の配点を変更する予定は、との質疑に、

●配点については、基本的には企画課が示している配点を参考としているが、学童保育室については、保育の内容が重要であるため、こども支援部の選定委員会で協議し、提案内容の評価を100点から120点に引き上げている、との答弁。

○5年に一遍指定管理に向けた提案書を作らなければいけないが小規模なNPOには負担が大きいので、狭山市の今後の学童の在り方、指定管理の在り方として検討されたい。

資本力についても、NPOと大手企業では違うため、管理の部分の提案額は、大きな点差の開きになると。大手企業有利になりやすくなるので、保育現場の配点方法については今後も検討されたい、との意見。

○今の事業者が過去に、提案はしたもの、実行できなかった場合に、次の指定管理に手を挙げたときに、それがマイナスとして評価されるのか。また新規で手を挙げた事業者の提案の実現可能性をどのように評価するのか、との質疑に、

●応募された提案内容を評価するものである。また新規事業者の場合、実際にこれができるのか、学童保育室としての運営方法等、提案書を見ながら確認をした後に、プレゼンテーションのときに質問もしている。他の自治体で指定管理者として運営している場合は、運営状況などを確認させてもらっている、との答弁。

○財務内容については、どのような調査をしているのか、との質疑に、

●応募の際に各事業者の決算の資料を提出資料として求め、自己資本比率、固定比率、流動比率などを計算して出している。計算した数値については点数化したものを足しているので、2者の比較ではなく、点数として積み上げたものを評価している。また、提案時だけではなく、年度末のモニタリングでも、確認している、との答弁。

○多くの学童保育室がある中で、色々な事業者が指定管理者として管理・運営していくのがいいのか、一本化されるほうが望ましいのか、との質疑に

●それぞれの学童保育室には地域ごとに特色があるので、それぞれが応募していただくような形がいいと考えている。ただし、いくつかをまとめて公募した方が、効果が期待できる場合は、考えていく、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第83号 狹山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室の指定管理者の指定について

○本室と分室が同じ事業者だが、今後学童の待機児童が増えたときに、本室と分室との間で児童の受け入れの流動的、あるいは弾力的な運用が行われる可能性はあるのか、との質疑に、

●本室に入室が決定した児童については、途中から分室に異動することにより児童が混乱があるので、本室で過ごしていただく。そうすることにより、児童が安心安全に過ごせると考えている、との答弁。

○2校で学童を共有しているということに対しての、運営方法・方針は、との質疑に、

●2つの学校の児童が来ているという状況であるため、お互いが仲よくなれるようなきっかけづくりやイベントを現在も実施している、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第84号 狹山市立中央児童館の指定管理者の指定について

○本事業者の中高生に向けた事業の提案は、との質疑に、

●中高生カフェを開催して、中高生がくつろげるような場所を提供するということや、中学生と赤ちゃんが触れ合えるという事業を展開したいと提案された。また、現指定管理者が実施している事業については、継続する意向を示している、との答弁。

○指定管理者が変わるために、これまでの中高生に向けての事業が行われなくなってしまうことのないように、小さい子どもから中高生まで、非常に幅広い年代の子どもたちを見守る場所なので継続性や発展的につながっていくような体制の方策を今後も考えられたい、との意見。

○事業者が交代となるが、引継ぎは、との質疑に、

●この議案の議決後に、すぐに現と新の指定管理者の引継ぎを行う。最終的には職員個人が決ることではあるが、指定管理者候補者からは、今の職員を継続雇用したいという要望があり、現指定管理者もそれに応じたいとの意向が示されている、との答弁。

○指定管理者制度が始まっておよそ20年たったが、その総括は、との質疑に。

●当初は質の確保との面で不安があったと考えている。しかしながら、実際ここまで続いてきたということは、民間事業者も責務を持って職務に当たっていただいているとともに、所管課も、よりよい保育、学童保育、子どもたちの育成に信念をもって、指定管理者と協議を継続し、その積み重ねとして今があると考えている。

民間事業者の持つノウハウをうまく活用しながら、市が基本的な運営方針はコントロールしていくという中で、この制度がよりよく動いていると考えているので、今後も、全部任せると考えはない。所管課でしっかりと施設の運営の目的を持って、制度として活用したいと考えている、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第87号 令和7年度狹山市一般会計補正予算（第4号）歳出3款民生費、4款衛生費及び10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金並びに債務負担行為

○養育支援訪問事業の委託料増ということだが、どの程度の利用増か、との質疑に。

●令和6年度は、養育支援訪問事業の保育士の分は、4世帯に対して支援を83回実施した。それに対して、令和7年度は9月末まで上半期の実績で、4世帯に対して44回の支援を実施した。また、助産師分については、令和6年度の実績が3世帯に対して支援を7回実施し、令和7年度は、上半期実績として、5世帯に対して22回の支援を実施した。また、子育て世帯訪問支援事業については、令和6年度実績が2世帯に対して支援を3回実施していたが、令和7年度は、上半期実績として、4世帯に対して31回の支援を実施した、との答弁。

○令和7年度上半期部分では、世帯数と回数等が助産師と子育て世帯で増えている関係で、引き続き、下半期の部分についても支援が必要な方が見込みを上回るということで増額をされたということか、との質疑に、

●件数については、下半期以降も同様の状況が続いていることから、きちんとした予算を確保するところで増額補正している、との答弁。

○養育支援訪問事業の対象世帯は、との質疑に

●要保護児童対策地域協議会の対象に当たる世帯等であり、親の養育能力の低さやメンタル面の課題などがあって、子どもの見守りという部分も含めて、育児や家事の支援が必要になる世帯が対象となる、との答弁。

○要保護児童対策地域協議会の対象世帯には、関係者から提案があるのか、との質疑に、

●乳幼児等になると保健センターの保健師と家庭児童相談員がその家庭の様子等を見て、こちらから提案することもあるし、対象世帯の親から相談されることもある、との答弁。

○生活保護費の扶助費について、対象世帯の増による増額だが、何世帯分を見込まれているのか。

また、どういった世帯の方の申請が多くなっているのか、との質疑に、

●増額については世帯数で算出しておらず、予算執行額と実績額の増加率で算出したところ、不足する見込みであることから、補正予算を計上した。また、本市の傾向としては、高齢者に関する申請が多い状況になっている、との答弁。

○地域スポーツ施設及び狭山台図書館の指定管理の指定の議案は一括の議案で出ているが、債務負担行為で指定管理料がそれぞれ別に計上されている理由は、との質疑に、

●地域スポーツ施設についてはスポーツ振興課、狭山台図書館については中央図書館、それぞれで予算を計上していることから、所管ごとに債務負担行為を計上している、との答弁。

○中学校の体育館は断熱の機能がないところで、空調を入れても冷房効率が悪いことが課題だったが、どのような確認をして、断熱なしで6校の拡張という施策に踏み切ったのか、との質疑に、

●体育館の断熱化は、大空間である体育館の断熱化には多大な費用や工事期間を要するため、今後の学校施設長寿命化計画に基づく改修の中で進めていくこととし、今回は、遮熱カーテンの設置などで部分的な断熱化を行うことにより、空調効率向上に努めながら空調整備を進めていく考えである、との答弁。

○工事費も含めて、1校当たりどれくらいの金額か、との質疑に、

●1校あたり、8,800万円程度を要すると想定している、との答弁。

○6校一遍に設計依頼を出すが、実際の工事に当たっての見通しは、との質疑に、

●計画では、7校を同年度に実施する予定である、との答弁。

○断熱効果が確保されていないと補助金が出ないのでは、との質疑に、

●空調設備を先行し、断熱化は事業年度を特例交付金の実施年度である令和15年度までの実施でよいと変更された、との答弁。

○文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金を使うのか、との質疑に、

●文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金か、今年度限りとなる総務省の緊急防災・減災事業債のいずれかの予定である、との答弁。

○防災の観点からプロパンガスで稼働する体育館のエアコンを導入することについて、設計段階で検討しているか、との質疑に、

●実施設計の中で、耐災害性や経済性を比較し、その結果を踏まえて、電気、都市ガス、プロパンガスの熱源について検討した結果、西中学校については、都市ガスを熱源としたGHPを採用して設計

をしている、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第91号 狹山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○一時預かりと比較して、こども誰でも通園制度の事業者に市が支払う金額は大きく違ってくるのか。金額の目安は示されているのか、との質疑に、

●一時預かりは国が示す基準に基づき、県と市が要綱を定めて補助金を交付している。こども誰でも通園制度は給付制度で、公定価格をもとに支払う仕組みになる。ただし公定価格は国からまだ示されておらず、12月末頃に予定されている提示を待っている状況である、との答弁。

○こども誰でも通園制度を始めることで、事業者の事務負担が過重になることはないか、との質疑に、

●新しい制度のため、支援記録の作成や給付費の請求事務が発生する。ただし、国の総合支援システムで請求書作成や実績のまとめ等ができるため過度な負担増にはならないと考えている、との答弁。

○利用の流れや他自治体で利用時の請求手続は、との質疑に、

●市に申請して認定を受け、アカウント登録・面談・予約を経て利用となる。利用時間はシステムで記録し、事業者は認定を行った自治体に請求する、との答弁。

○他自治体で利用する場合、利用者や事業者の相談対応はどうなるのか、との質疑に、

●事業者には説明会で制度やシステムを案内する予定。利用者には隨時情報提供し、市としても相談対応のノウハウを蓄積していきたい、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。